

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

従業員への金銭の貸付と経済的利益

Q : 今春結婚する従業員に対して、100万円を無利息で貸付しようと思っていますが、何か問題がありますか。

A : 無利息貸付けによる経済的利益が、給与として課税されます。

【解説】

役員又は使用人が使用者から金銭を無利息又は一般の金利よりも低い金利で借受けた場合には、通常支払うべき利息相当額又はその金額と実際に支払っている利息との差額に相当する金額の経済的利益については、給与として課税されることになります。

ただし、次のようなものについては、課税しないこととされています。

- (1) 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することになった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的に認められる期間内に受ける経済的利益
- (2) (1)の貸付金以外の貸付金について受ける経済的利益でその年における利益の合計額が5,000円以下のもの

ご質問のような結婚資金の場合、非課税の規定はありませんので、給与とし課税されることになりますが、その金額は、次のように区分されています。

- (1) 他から借り入れた資金の貸付けの場合は、その借入金の利率により計算した金額
- (2) (1)以外の場合は、おおむね10%の利率で計算した金額

